

## 海外経済要録

### 国際機関

#### ◇ IMF理事会、1975年オイル・ファシリティーの見直しを実施

IMF理事会は7月28日、1975年オイル・ファシリティーに関し、引出し限度額の引上げなどの見直し措置を実施した。今回の措置については、本オイル・ファシリティー設立時(4月4日、5月号「要録」参照)から、7月中に行うことが、予定されていたものである。概要は次のとおり。

##### (1) 加盟国の引出し限度額の引上げ

加盟国の引出し限度額は、従来は本見直しを行うまでは限度額算定方式(注)により算出された限度額の30%を超えない額とされていたが、これを引き上げ、50%を超えない額とする。

(注) 引出し限度額算定方式

①石油輸入コストの増加額(加盟国の72年中または73年中の石油および同製品のネット輸入量の多い方×7.5ドル/バレル)×85%、②加盟国のクォータの125%、のいずれか小さい方を上限とする。ただし、①石油輸入コスト増加額の3分の1、②74年オイル・ファシリティー引出し限度額、のいずれか大きい方を下限とする。

##### (2) なお、次回見直しは本年10月31日までに進行。

#### ◇ IMF理事会、利子補給金勘定の設立を決定

IMF理事会は8月7日、1975年オイル・ファシリティーを利用する「最も深刻な影響を受けている加盟国(いわゆるMSAC)」の本ファシリティー利用に伴う利子支払負担を軽減するため、8月1日、利子補給金勘定の設立を決定した旨、発表した(注)。

本措置の内容は次のとおり。

(注) 利子補給金勘定の設立については、本年1月のIMF暫定委員会合意をみ、6月の同委員会において早期発足方が勧告されていた(2月号および7月号「要録」参照)。

##### (1) 権限

IMF専務理事に対して、IMFの名において利子補給金勘定を設立するために、一部拠出国との間に預託勘定を開設する取決めを結ぶ権限、および本決定を執行するに必要なすべての方策を採る権限を付与する。

##### (2) 原資

利子補給金勘定は、拠出国の拠出金(注)、同勘定が投資した証券類、投資収益、投資の償還額により構成される。

拠出に際しては一括拠出、分割拠出のどちらでも可。ただし、分割拠出の場合は基金に通告する必要がある。また拠出国は分割拠出方法を特定しておき、それを変更する場合には基金と協議する。

(注) 本措置発表時点での拠出申込み額は、18か国、合計金額149百万SDR(約178百万米ドル相当)と発表されている。

##### (3) 補給金受給資格国

国連が「最も深刻な影響を受けた国(MSAC, most seriously affected countries)」としてリストに掲げた基金加盟国(注)中1975年オイル・ファシリティーを利用したもの。

(注) 国連がリストアップしたMSACは42か国、うち現在39か国がIMF加盟国。

##### (4) 補給額

1975年オイル・ファシリティーの引出しにより生じた、クォータを超えるIMF保有の当該引出し国通貨の平残に一定の補給率を乗じた額。

##### (5) 補給率

1会計年度を通じて、全受給国同一とする。ただし補給率は拠出国の拠出額、拠出時期および引出し国のオイル・ファシリティー返済が不確定であるため、毎年度変更される。

##### (6) 補給金支払時期

年1回、IMF会計年度終了後。

##### (7) 余資運用

拠出国の発行する国債類への投資(当該債券発行国の同意が必要)。

##### (8) 利子補給金勘定の計理等

利子補給金勘定の資産および記帳は基金の他の勘定とは別建とし、監査は基金の年次監査実施時に行う。他勘定との相互繰入れ、繰戻しは行わない。

##### (9) 利子補給金勘定の廃止

理事会が利子補給金勘定は不要、またはその目的を遂行できないと認めた場合に廃止する。

なお、廃止時の残存資産は、拠出国の拠出額に応じて分配する。

##### (10) 理事会は、本決定につき毎年見直しを行う。

## 米州諸国

#### ◇連邦公開市場委員会、「売戻し条件付買オペ」の対象機関を拡大

連邦公開市場委員会(FOMC)は6月17日、ニューヨーク連邦準備銀行に対し、銀行ディーラーと公開市場操作における「売戻し条件付買オペ」(Repurchase Agree-

ments(注)を行う権限を与えたことをこのほど明らかにした。従来は、「売戻し条件付買オペ」取引は銀行以外の債券ディーラーのみを対象としていたが、銀行ディーラーを加えることにより「売戻し条件付買オペ」制度の拡充をねらったものと説明されている。

(注) 米国金融市場では、オペレーションの売り、買いをディーラー側からみているため Repurchase Agreements という。

#### ◇連邦公開市場委員会、政府機関債の保有限度を引上げ

連邦公開市場委員会(FOMC)は6月17日、連邦準備制度が公開市場操作によって取得する政府機関債の最高保有限度を下記のとおり改正した(即日実施)ことをこのほど明らかにした。

- (1) 1政府機関の発行にかかわる各銘柄の保有は、その銘柄の発行残高の30%(従来は20%)を限度とする。
- (2) 1政府機関の発行にかかわる債券の保有は、当該政府機関の債券発行総残高の15%(従来は10%)を限度とする。

本措置は、従来の限度では連銀の政府機関債オペに支障をきたすおそれが生じたため、同オペの弾力化を企図してとられたものと説明されている。

#### ◇米国連邦準備制度理事会、貯蓄預金勘定からの支払のための預金引落しを許可

米国連邦準備制度理事会は7月28日、レギュレーションQを改訂し、加盟銀行と預金者間の事前の合意に基づき貯蓄預金勘定(savings account)からの支払のための預金引落しを認めることとし、9月2日から実施する旨を発表した。

これまで貯蓄預金勘定からの支払のための預金引落しは、不動産貸付、住宅抵当貸付にかかる元本、利子等の支払に限定されていたが、本措置実施後は、すべての支払に対して認められることとなる。ただし、当座借越の返済および貯蓄預金勘定から要求払預金勘定への自動振替のための引落しは認められず、また貯蓄預金勘定からの支払のための引落しは、預金者の指図を要することとされている。

なお、連邦預金保険会社は、その管轄金融機関に対する同様の措置を提案している。

#### ◇米国、賃金・物価安定委員会の存続期間を延長

フォード大統領は8月11日、8月15日に期限を迎える賃金・物価安定委員会(Council on Wage and Price Stability, 74年8月24日設立)の存続期間を77年9月30日まで延長する法案に署名した。

同法案は、賃金・物価安定委員会に対し、企業から製品ごとの収益性を示す記録を提出させる権限を新たに付与(ただし企業秘密の非公開を厳守)したが、賃金・物価の統制権限は従来同様与えていない。

#### ◇カナダ、公定歩合を引上げ

カナダ銀行は9月2日、公定歩合を8.25%から9.0%に引き上げ、3日から実施する旨を発表した。なお、公定歩合の変更は本年1月13日の引下げ(8.75→8.25%)以来のことである。

本措置の趣旨についてブイ総裁は、「最近、民間ならびに政府の需資増高に伴い市場金利が上昇している状況にかんがみ、これに追随したものであるが、同時にマネー・サプライの過度の増勢を抑制することを通じて、将来におけるインフレの再燃防止をも意図したものである。カナダ銀行としては、今後とも景気回復のために必要な金融環境を維持していくつもりであるが、そのためにインフレの抑制という目標を放棄するわけにはいかない」旨述べている。

## 欧州およびアフリカ諸国

#### ◇EC蔵相会議、域内景気対策等を検討

EC蔵相会議(ベニスで開催)は8月24日、EC域内経済が依然として不況を脱しえない状況にかんがみ、その対処策を検討するとともに、IMF年次総会(9月1～5日)に臨むECの統一方針を決定した。会議の様子は概要以下のとおり。

##### (1) 域内景気対策の検討

各国景気の現状分析と当面の政策運営方針につき意見交換が行われ、「国際収支、物価、財政等の諸事情が許す国は、ただちに新たな景気対策を講ずる。また各国は、今後の情勢変化に十分対応しうよう相互間の連携をより緊密にする」旨のコミュニケが発表された。

なお、コミュニケにうたわれた“諸事情の許す国”とは具体的には西ドイツおよびフランスを指しており、両国ともこれまでの景気対策が不十分であると指摘され、なおいっそうの充実を強く迫られた。これに対し両国は、近く景気対策を実施する用意がある旨表明した(両国の施策については別項参照)。

##### (2) IMF年次総会に臨む統一方針の決定

①為替相場制度のあり方、②中央銀行間の金取引自由化、③IMF保有金の処理、④IMF増資割当、の各問題につき討議したが、フランスが従来の強硬な姿勢を弾力化した(①については、かねてからの主張であ

る「調整可能な固定相場制への早期復帰」を一応取り下げ、②については、「中央銀行の自由市場からの金買入れを完全に自由化」、との主張を取り下げた)ことにより、各国の意見調整が進展し、以下の合意が成立した。

#### イ. 為替相場制度のあり方

現行の変動相場制に対する評価を含め、IMF総会後にあらためて検討する。

#### ロ. 中央銀行間の金取引自由化

公的保有金が総量として増加しないなどの条件の下で、中央銀行間および対自由市場の金売買を自由化する。この期間は2年間とし、その後は取引量についての条件も外して完全自由化へ移行する。

#### ハ. IMF保有金の処理

IMF保有金の6分の1を加盟各国に対しそれぞれのクォータに基づき公定価格で割り当て、6分の1は加盟中央銀行ないし自由市場に市場価格で売却、売却益を発展途上国、とくに石油ショックの打撃が最も大きかった国(most seriously affected countries)向け援助に充てる。残る3分の2は当面IMFが保有する。

#### ニ. IMFクォータの改訂

米国の出資比率を現行の22.95%から19.59%に引き下げる方針(6月10、11日のIMF暫定委員会におけるEC案)を再確認する(ただし、最終的には、IMF総会直前の8月30日にワシントンで開催されたEC蔵相会議において、米国が依然20%以上の出資比率に固執していることにかんがみIMF年次総会における意見対立回避を配慮、結局米国の主張を受け入れる方向でEC各国の意見調整が図られた)。

### ◇英国政府、臨時雇用補助金制度を実施

1. 英国政府は8月5日、最近の失業急増に対処するため「臨時雇用補助金制度」(Temporary Employment Subsidy Scheme)の導入を決定、発表した(8月15日から実施)。

本制度によれば、とくに指定された開発地域において50人以上の人員整理を計画している企業に対し、その計画の繰延べを条件に1人当たり週10ポンドの補助金が3か月間支給(さらに3か月の再延長もありうる)される。ただし本制度の適用にあたっては、

- (1) 本件申請が企業と労組の共同によるものであること、
- (2) 当該企業における賃上げ幅が、8月1日から実施の「週6ポンド」の限度(8月号「要録」参照)内に収ま

っていること、  
などが条件とされている。

2. 本制度に関しフット雇用相は、「適用対象労働者数は約8万人に上るとみられるが、本件の適用申請が任意であることなどを勘案すると、実際に適用されるのはこの半分程度にとどまり、所要財政支出額は8～9百万ポンドと見込まれる。本措置はあくまでも異常事態に対処するための一時的なものであり、1年以上継続する考えはない」と述べている。

### ◇英国政府、工作機械産業等への投資補助を決定

英国政府は8月5日、75年度予算に盛り込まれた産業投資補助計画(総額100百万ポンド)に基づき、工作機械および Casting 産業の近代化投資を促進するためそれぞれ20百万ポンド、25百万ポンドの資金援助を行う旨決定し、発表した。

これは7月の繊維産業向け投資援助(20百万ポンド、<8月号「要録」参照>)に引き続くものであり、パリー産業相は、「両産業の近代化、生産性向上は英国の製造業ひいては経済全般の効率促進に好ましい効果をもたらそう」と述べている。

### ◇英国大蔵省、内部機構を改善

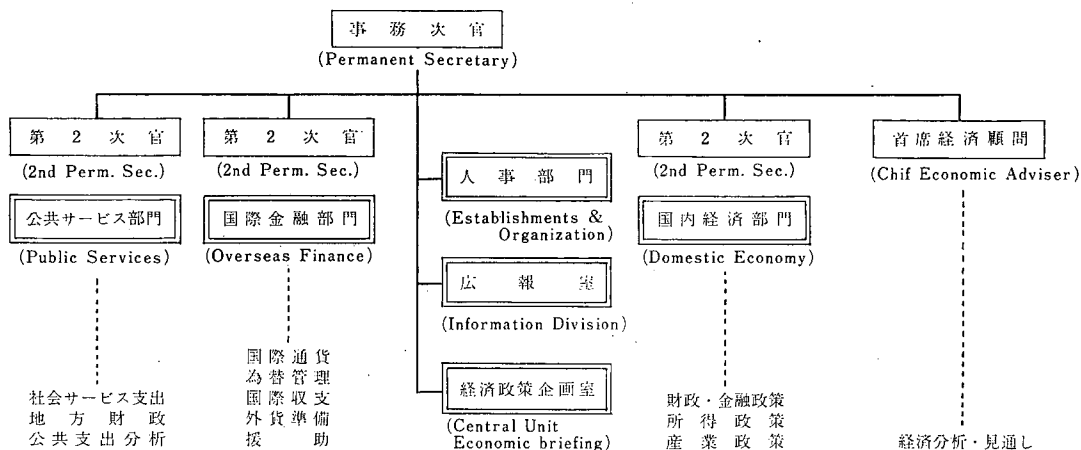
1. 英国大蔵省は8月5日、次のような内部機構の改革を発表した。

- (1) 「国内経済部門」(Domestic Economy Sector)を新設、これを統轄する第2次官(Second Permanent Secretary)を配置する。本部門の業務範囲は、従来「国民経済部門(National Economy Group)」(次官代理の担当の下、国内経済政策や経済見通しにあたっていたが、今回の改革で廃止)と「公共部門」(担当業務のなかに企業<民間も含む>への支出を監視することも含まれていた<今後はこの業務は「国内経済部門」へ移行>)の両部門が行ってきた産業政策を専管するほか、財政・金融政策、所得政策等とする。

- (2) 事務次官(Permanent Secretary)の直属機関として「経済政策企画室」(Central Unit of Economic Briefing)を新設、各部門の行う政策企画立案に参加するとともに必要な調整にあたる。

2. 今回の機構改革は、政策運営上省内に業務の重複がみられたうえ、調整機関も存在しなかったことにかんがみ行われたものであるが、機能的にはとくに産業政策分野の強化を図ったことが特徴的である。すなわち、産業政策業務を「国内経済部門」に一本化し、同部門の統轄にあたる第2次官としてAlan Lord 産業省次官代理の

## 英国大蔵省の新機構図



任命が予定されている。

#### ◇英国政府、労働者の企業経営参加に関する諮問委員会を設置

1. 英国政府は8月5日、労働者の企業経営参加(employee representation at board level in the private sector)を法制化するため諮問委員会設置の方針を明らかにした。これは、労働党政府がかねてから標ぼうしてきた産業民主化促進の一環として、労働者代表を重役会に参加させることにより、企業経営に労働者の意向を反映させるためのものであり、ショー-通商相は「1年以内に同委員会の検討結果を報告させ、これに基づき76年度中にも法制化したい」としている。

なお、同委員会の検討対象は民間企業に限られるが、政府はこれと並行して国有企業における労働者の役割について検討をはじめることとしている。

2. このような政府の方針に対して、労働界では「英国の社会・産業の発展にとって重要な第一歩」(マレー労働組合評議会<TUC>事務局長)と歓迎しているが、産業界では当然のことながら反発の態度を示しており、英国産業連盟(CBI)では「TUC傘下の政府(government by TUC)」と非難している。

#### ◇英国政府、計画協定に関する具体的構想を発表

1. 英国政府は8月7日、政府と企業間の計画協定(Planning Agreements)制度に関する具体的構想を明らかにした。本制度の基本的構想は、すでに昨年8月に発表された「英国産業の再生」と題する白書の中で打ち出されており(49年9月号「要録」参照)、そのねらいは企業の経営計画を国家目標と調和させ、経済政策の有効性

を高めようとするにある。

今回発表された構想の具体的内容の概略は次のとおり。

##### (1) 計画協定の性格

- イ. 計画協定は、政府と企業の合意に基づくところのあくまで「任意(voluntary)」のものである。
- ロ. 協定は法的拘束力をもつ契約ではなく、政府・企業双方の「意思の表明(a statement of the firm intentions)」として性格づけられる。

##### (2) 協定の内容

- イ. 政府と企業は、協定に基づき、当該企業の経営計画についての合意を得るため年次協議(consultation)の場をもつ。
- ロ. 企業は経営に関する各種情報を政府に提供するとともに、一般経済見通し、企業の短期的および中期的経営方針(国内販売・輸出・投資・雇用等計画も含む)などにつき政府と検討する(なお政府は企業に関し、得た情報を国家企業公社<National Enterprise Board>に提供しない)。

##### (3) 政府の役割

政府は協定を締結した企業に対し資金援助等各種の助成措置を積極的に行う。

##### (4) 労働者の役割

労働者は協定の当事者ではないが、企業の経営計画についての討議に参加することができる。

2. 今回の構想発表に際しバーリー-産業相は、「画一的な協定を押し付けるようなことは避け、広範な支持の下に応用可能な基本的アプローチを開発していくことがねらい」と説明、これをいわば、たたき台として労使双方からの批判・意見等を聴取したいとしている。なお伝えら

れるところによると、政府は向こう5年間にこの計画協定を主要産業100社と締結することを目標に掲げている。

#### ◇西ドイツ、公定歩合を引下げ

1. ブンデスバンクは8月14日の定例中央銀行理事会において、公定歩合を4.5%から4.0%へ、ロンバード(債券担保)貸付利率を5.5%から5.0%へそれぞれ0.5%引き下げ、翌15日から実施する旨決定、発表した。今次引下げは昨年10月の第1次引下げから数え公定歩合が6回目(通算引下げ幅3.0%)、ロンバード貸付利率が7回目(同4.0%)にあたっている。

2. 本措置に関して当局首脳は、「景気の現状からみて市中金利のいっそうの低下を促進するために採られたもの」(クラークゼン総裁)としているほか「財政赤字のファイナンス円滑化にも役だとう」(アペル蔵相)との説明を行っている。

3. なお、「今次引下げに伴う内外金利差拡大による資本流出拍車の可能性についても検討された」(エミンガー副総裁)が、非居住者債務に対する付利禁止措置の廃止(別項参照)もあり、これによって新たに流出を招くことはないとの見解に達したと伝えられる。

#### ◇西ドイツ経済専門委員会、特別経済報告を提出

西ドイツ政府の諮問機関である経済専門委員会(クローテン委員長、5人の学者により構成)は8月19日、最近の経済情勢に関する特別経済報告(“Sondergutachten des Sachverständigenrates zur Begutachtung der gesamtwirtschaftlichen Entwicklung zur konjunkturpolitischen Lage im August 1975”)を提出、公表した。

本報告の要旨は次のとおり。

##### (1) 本年の経済見通し

イ. 輸出の予想外に大きな落込みと設備投資の不振を主因に、本年の実質経済成長率はマイナス3%程度となる見込みで、設備稼働率は年末までさらに低下しよう。

ロ. 失業者数は、本年末から明76年初にかけての冬場に150万人前後の水準に増加するおそれがある。

ハ. 物価は引き続き落ち着いた推移をたどり、本年の平均消費者物価上昇率は前年比6%程度。

##### (2) 76年の経済見通し

イ. 海外景気ならびに76年初の賃金交渉などに関し、とくに大きな情勢の変化がないとすれば、設備・在庫投資および輸出の回復が見込まれるため、実質6

%の成長も不可能ではない。

ロ. 年間平均の失業者数は60~70万人に減少。

ハ. 物価はさらに安定し、消費者物価上昇率は前年比4~5%に鈍化しよう。

#### (3) 政策提言

イ. 現在政府が検討している景気刺激措置は、本年の景気を回復に向かわせ、今冬の失業増大を抑制するために必要な措置である。しかし明年には景気の順調な回復が期待され、さらに構造的財政赤字が多額に上っているため、明年以降は財政支出の伸びを抑制すべきである。

ロ. 金融政策は、不況の深刻化ならびに財政赤字の増大という事態にかんがみ現在程度の緩和スタンスを持続すべきである。

#### 西ドイツ経済専門委員会の景気見通し

(実質、前年(同期)比伸び率・%)

	1974年 (実績)	1975年		
		年間 (予測)	上半期 (実績見込み)	下半期 (予測)
G N P	+ 0.4	- 3	- 5	- 1
個人消費	+ 0.2	+ 2	+ 2	+ 2
政府消費	+ 4.7	+ 2.5	+ 3.5	+ 2.5
固定資本形成	- 8.1	- 6	- 9	- 3
うち機械設備	- 7.9	- 4.5	- 6	- 3
建物	- 8.3	- 7.5	- 12	- 3
輸出	+ 13.3	- 8	- 11	- 4.5
輸入	+ 4.8	+ 1	- 1	+ 3
GNPデフレーター	+ 6.8	+ 8.5	+ 10	+ 7.5
個人消費デフレーター	+ 7.3	+ 6	+ 6	+ 5.5

#### ◇西ドイツ政府、財政面からの景気刺激措置を決定

1. 西ドイツ政府は8月27日の閣議で、以下のような財政面からの景気刺激措置(Programm zur Stärkung von Bau- und anderen Investitionen)を決定、発表した。

総額………57.5億マルク

支出対象……建設関連 43.5億マルク

住宅貯蓄補助 3 〃

雇用確保関係 6 〃

環境保全 5 〃

支出分担……連邦政府 31.5億マルク(うち25億マルクは景気調整準備金<ブンデスバンク特別預金>取崩しにより賄う)

州・市町村 21億マルク

その他(注) 5億マルク

(注)復興金融公庫ならびに欧州復興計画<ERP>基金から総額10億マルク貸付。うち5億マルクは市町村分担分のファイナンスにあてられる。

発注・実行時期……発注は本年内、実行は遅くとも明年末までを原則とする。

需要創出効果……約120億マルク(第1次段階)

2. 本措置のねらいなどについて政府では「差し当たり今冬にいっそうの失業増大が懸念されるため、建設業を中心に需要造出を図ったが、同時に、投資の刺激に配慮したことから、これが長期的な生産・雇用の増大へつながるものと期待している」(グリュエネバルト報道官)旨説明している。

3. なお今次措置は、経済専門委員会の経済報告(前項参照)を踏まえて採られたものであり、補正予算に計上されている(次項参照)。

### 西ドイツの景気刺激措置の内訳

(単位・億マルク)

	合計	連邦				その他
		連邦	州	市町村	その他	
地方公共施設	24.5	6	6	7.5		
都市整備		2.5	2.5			
住宅近代化		7	3.5			3.5
住宅貯蓄利子補給		3	1.5			1.5
連邦政府投資		12	12			
雇用確保措置	6	6				
小計	52.5	31.5	13.5	7.5	—	
環境保全	5				5	
総額	57.5	31.5	13.5	7.5	5	

### ◇西ドイツ、1975年度連邦補正予算を決定

西ドイツ政府は8月27日、1975年度(1～12月)連邦補正予算を閣議決定した。これによれば、歳出は不況長期化を映じた失業保険金の増高ならびに景気刺激措置(前

### 西ドイツの1975年度連邦予算

(単位・億マルク)

	当初予算 (1975年3月成立)	補正後予算	当初比増減	
			増減	率
歳入	1,323	1,236	△ 87	(△ 6.6%)
歳出	1,551	1,615	+ 64	(+ 4.1%)
財政収支じり	△ 228	△ 379	△ 151	

(注) カッコ内は増減(△)率。

項参照)により当初予算比4.1%の増加となった一方、歳入は税収伸び悩みから当初比6.6%の減少となり、その結果、財政収支赤字額は当初予算の228億マルクから379億マルクに拡大した。

### ◇西ドイツ、7%ものおよび7.5%もの中期国債を発行

1. 西ドイツ政府は8月5日、7%もの(1)および7.5%もの(2)中期国債(Kassenobligationen)を入札発行した。本国債の発行条件等、次のとおり。

	(1)	(2)
発行額	353.1百万マルク	90.6百万マルク
表面金利	7%	7.5%
期間	3年	4年
発行価格(額面額の%)	99.1%	(同左)99.2%
応募者利回り	7.34%	7.74%

2. 中期国債の発行は75年4月以来4か月ぶりであるが、市場筋ではこの点について最近の長期債券市場地合いが依然不芳であることにかんがみ、当局が調達期間の調整を行ったものと受けとめている。

### ◇西ドイツ、外債の新規発行停止措置を1か月延長

西ドイツの中央資本市場委員会は8月20日、債券市場の引き続き軟弱地合いにかんがみ、ドイツ・マルク建外債の新規発行停止措置(7月23日決定、8月号「要録」参照)を当初予定より1か月延長して9月末まで実施する旨決定、発表した。

なお、国内債についても「なお当分発行を差し控えることが望ましい」旨コミニケでコメントしている。

### ◇西ドイツ、外資流入規制を緩和

1. 西ドイツ政府ならびにブンデスバンクは8月中、以下のような外資流入規制の緩和措置を決定、実施した。

(1) 非居住者に対する債券(残存期間4年以内の無記名もしくは指図式債券)売却規制の緩和(8月19日発表、即時実施)……1972年6月以降対外経済法第23条に基づきブンデスバンクの要認可事項とし事実上禁止してきたが、残存期間2年以上の債券については例外も認める“甘め(Großzügig)”の取扱いに改める。

(2) 金融機関の非居住者預金勘定に対する付利認可(8月27日決定、即時実施)……1971年5月以降対外経済法施行令第53条に基づき、ブンデスバンクの要認可事項とし事実上禁止してきたが、これを認可の扱いとする。

2. 本措置について西ドイツ当局筋では、「最近の資本流出傾向、ドイツ・マルク相場の推移にかんがみ行った

ものである。とくに非居住者債務の付利禁止措置は、このところ西ドイツの金利が諸外国のそれより低水準になっていることから、実態として意味を持たなくなっていた。なお、現段階では債券売却規制の全面的撤廃までは考えていない旨説明している。

#### ◇ブンデスバンク、10日間の期限付き手形再割引を再度実施

ブンデスバンクは、7月(23日～月末)に行った公定歩合による10日間の期限付き手形再割引を、8月29日以降再び実施した(なお8月末残高1,039百万マルク)。本措置は、月末の納税、年金支払および市中銀行の準備預金積立てなどに伴う、短期資金市場の一時的ひっ迫に対処したものとみられている(翌日ものコール・レート…8月上旬平均2.38%、中旬同0.71%、下旬同2.66%、29日5.0%)。

#### ◇西ドイツ連邦銀行監督局、小規模銀行の営業免許を取消し

西ドイツ連邦銀行監督局は8月18日、ミュンヘン所在の小規模銀行 Handelsfinanz-Bank GmbH(不動産金融専門、資本金3百万マルク、資産総額約46百万マルク)の営業免許を取り消し、整理解散(Abwicklung)を命じた旨発表した。これは同局の特別検査の結果、帳簿粉飾その他の不正行為が明らかになったため採られた措置であり、なかでも貸出の粉飾額(貸出実額と帳簿上貸出額の差額)は自己資本を上回るほど巨額なものに達していたとされている。

なお連邦銀行監督局は、銀行協会に対し同行への支援を呼び掛けていたが、協会側は預金保険制度に未加盟であるとの理由をもってこれを拒否したと伝えられる。

#### ◇フランス、新景気対策を発表

1. フランス政府は9月4日の閣議で、以下のような財政面からの景気刺激措置を決定、発表した。今次対策は「経済発展計画(le programme de développement économique)」と名付けられ、総額305億フラン(74年GDPの2.6%に相当)の支出が予定されている。

- (1) 消費喚起(50億フラン)……高齢者・身障者手当の特別加給(1人当たり700フラン)および家族手当の特別加給(児童1人につき250フラン)。
- (2) 公共事業拡大(131億フラン)……航空機、海運、鉄鋼等産業への財政投融资拡大(39億フラン)、公営住宅の充実(28億フラン)、道路、港湾等社会資本の拡充(20億フラン)、病院等厚生施設の改善(13億フラン)など。

(3) 企業投資促進(28億フラン)……設備投資減税措置(5月号「要録」参照)の適用範囲拡大。

(4) 企業収益負担軽減(96億フラン)……74年度分法人税・事業税の納付期限繰延べ(75年9月15日から76年4月15日へ)。

2. 上記措置に関しジスカール大統領は、同日のテレビ演説において次のようにコメントした旨伝えられる。「これまでの政策努力によりインフレ・国際収支対策には十分な成功をおさめたが、予想外に深刻かつ長期にわたる不況に見舞われることとなり、未解決の問題は失業の脅威のみとなった。今次措置は民間・公共両部門の消費および企業投資の拡大を柱とするものであり、その規模、具体的内容からいって景気全体に対する刺激効果も十分なものと考えられている。ただしインフレ再燃への警戒を怠ってはならず、またこの種の対策が財政赤字恒常化につながる危険をはらんでいるため今回かぎりのものとし、76年度予算は再び均衡化を図ることとした」。

#### ◇フランス銀行、公定歩合引下げ等一連の金融緩和措置を決定

フランス銀行は9月4日、政府の新景気対策に呼応するかたちで以下のような一連の金融緩和措置を決定した。

- (1) 公定歩合を1.5%引き下げ(9.5→8.0%)、即日実施する(今次引下げは年初来5回目で、この結果累計引下げ幅は5.0%)。

新レートは次のとおり(カッコ内は旧レート<75年6月5日以降適用>)。

基準割引歩合	8.0%(9.5%)
証券担保貸付	10.0~10.5%(10.5~12.0%)
輸出関係手形	
短期手形	8.0%(9.5%)
中期手形	
E C諸国向け	8.0%(9.5%)
その他諸国向け	4.5%(4.5%、据置き)
大蔵省証券買入れ利率	4.0%(4.0%、据置き)

- (2) 要求払預金残高に対する準備率を引き下げ(11.0→2.0%)、9月21日から始まる計算期間から実施する(これに伴う資金解放額は約200億フラン)。
- (3) 貸出準備率高率適用制度のうち、消費関連貸出(割賦販売専門金融機関の行う貸出)については基準貸出枠を次のとおり引き上げる。

	9月	10月	11月	12月
消費関連貸出	108	112	115	118
一般貸出(不変(注))	107	108	109	112
短期輸出信用(不変(注))	118	120	122	124

(注) 7月号「要録」参照。

(4) 銀行の個人向け貸出残高凍結(注)を撤廃する。

(注) 1973年7月3日現在の貸出残高を上限として凍結(48年8月号「要録」参照)。

(5) 賃貸用住宅購入資金の貸付に関する規制を撤廃する。

#### ◇フランス、割賦販売金融の規制を緩和

フランス国家信用理事会は9月4日、個人消費を喚起するため次のとおり割賦販売金融の規制を緩和する旨決定した。

(1) 賦払信用受信限度の引上げ……従来品目に応じ販売価格の60%(注)から80%とされていた賦払信用受信限度を一律販売価格の80%に引上げ。

(注) 従来の受信限度は次のとおり。

- 60%……乗用車
- 70%……ピアノ、ラジオ、二輪車(オートバイ等)、キャンプ用品、レジャー用ボート(モーターボート)等
- 80%……暖房器具、ミシンを含む家庭用器具、テレビ、農機具等

(2) 賦払期間の延長……従来の21か月を、乗用車については30か月に、その他商品については24か月に延長。

(3) 賦払与信残高の対自己資本比率限度引上げ……割賦販売金融については従来当該金融機関の自己資本の9倍まで与信可能となっていたものを10倍に引上げ、またリース金融についても同じく8倍を10倍に引上げ。なお賦払信用金利も、10月1日以降2%引き下げ(19.8→17.8%)られることとなった。

#### ◇フランス、一部預金金利の最高限度を引下げ

1. フランス国家信用理事会は9月4日、6か月以上1年以内の規制対象(注)定期預金金利の最高限度を7.25%から7.0%に引き下げ、9月8日から実施する旨発表した。

(注) 現在預金金利規制の対象となっているのは1口10万フラン以下の小口預金のみ(69年6月1日以降)。

2. 当該定期預金金利の最高限度は、貯蓄増進、インフレによる目減り補償等預金者保護などの見地から本年初めに引き上げられていた(6.75→7.25%、1月号「要録」参照)が、今回引下げはその後に市中貸出金利の4回にわたる引下げが行われ、金融機関の利ざや縮小を招いてきたことから、ここで市中貸出金利の低下促進を図るために必要と判断されたものとの受けとめ方が一般的である。

#### ◇フランス、市中貸出金利を引下げ

フランスの有力市中銀行ソシエテ・ジェネラル(La Société Générale)は9月5日、短期貸出基準金利の1.0%引下げ(9.8→8.8%)をはじめとする一連の貸出金利引下げ(商業手形割引歩合10.8→9.8%、当座貸越11.85→10.85%など)を決定、他の市中銀行もただちにこれに追随した(実施は9月8日)。

今回の引下げは年初来5回目のものであり、フランス銀行の公定歩合および預金準備率引下げ措置(別項参照)に伴う資金コストの軽減に対応して決定されたものである。

#### ◇フランス、原子力発電炉発注先を1社に限定

1. フランス政府は8月6日の閣議において、フランス電力公社(国営企業)の原子力発電炉発注先をフラマトム社1社に限定することを決定した。

従来は、米ウェスチングハウス社系のフラマトム社(加圧水型軽水炉メーカー)と米ゼネラル・エレクトリック社系のコンパニ・ジェネラル・デレクトロシテ(CGE)社(沸騰水型軽水炉メーカー)の2社がフランス電力公社から原子力発電炉を受注していたが、本決定により今後はフラマトム社がフランスの原子力発電炉生産を独占することとなった。同社が選ばれた直接的理由としては、①すでに稼働実績の多い同社の加圧水型炉の方が技術的信頼度が高く、輸出にも期待がもてること、②フランス電力公社としてはCGE社が要請している30%の値上げ要求に応じられないこと、などがあげられている。

フラマトム社は、これまでフランスの大手エンジニアリング会社クルズ・ロワール社(持株比率51%)と米ウェスチングハウス社(同45%)の共同支配を受けてきたが、本決定と同時にフランス原子力委員会がウェスチングハウス社保有株の買収によりその持株比率を30%とすることが明らかにされた。

2. このような一連の動きについては、エネルギー節約長期計画(1985年における第1次エネルギー総量の25%を原子力発電により供給<2月号「要録」参照>)の実現をめざすフランス政府が、国内原子力産業の体制整備を図るとともに、原子力発電炉メーカーへの発言権強化を通じて、米系資本、技術からの脱皮を図ろうとする方針の表われと一般に受け取られている。

#### ◇イタリア、新景気振興策を決定

1. イタリア政府は8月8日、75、76両年にわたり総額3兆5,000億〜4兆リラを支出する新景気振興策の実施方を決定した。今次措置は、債券発行による市中調達資



金を財源とし、内容としては公共投資を中心に農業振興、南イタリア開発等計画の促進、さらには輸出振興措置をも含む広範なものとなっている。

その概要は以下のとおり。

#### (1) 公共投資促進措置

- イ. 公共住宅建設向けに6,000億リラを支出。そのうち4,000億リラ以上は76年3月末までに支出。
- ロ. 州立病院建設向け貸付原資として預金貸付金庫(Cassa Depositi e Prestiti)<sup>(注)</sup>に6,000億リラを預託する。
- ハ. 市町村の公共用地取得および主要都市整備事業に対する政府の貸付金を1,500億リラ増額する。
- ニ. イタリア道路公団(Azienda Nazionale Autonoma della Strada)に対し、新たに3,000億リラを貸し付け、緊要度の高い工事に対し重点的に支出する。
- ホ. 政府管掌の空港整備事業に対する支出を1,610億リラ増額する。
- ヘ. 主要港湾施設整備のため500億リラの追加支出を行う。

(注) 政府系金融機関のひとつ(わが国の資金運用部的な存在)であり、郵便貯金、利付債券の発行、政府資金の受託等により調達した資金を地方公共団体向け貸付などに運用することを主要業務とする。

#### (2) 農業振興措置

- イ. 州管掌のかんがい事業向け貸付原資として預金貸付金庫に新規に2,600億リラを預託する。
- ロ. 畜産、酪農業の振興を図るため、同業界に対し2,000億リラの特別貸付を行い、設備改善、家畜の品種改良等を促進する。
- ハ. 政府管掌の農業機械化促進貸付基金(Fondo per lo sviluppo della meccanizzazione in agricoltura)を1,000億リラ増額する。
- ニ. 政府の農家向け貸付を540億リラ、市中金融機関の農家向け貸付に対する政府の利子補給額を60億リラ各増額する。
- ホ. 土地改良事業の工事費増加分を補てんするため当該事業に対する政府の貸付限度額を1,000億リラから1,300億リラへ引き上げる。

#### (3) 南イタリア開発促進措置

南イタリア開発公庫(Cassa per il Mezzogiorno)に開発資金として1兆リラを貸し付ける。

#### (4) 企業の労務コスト負担軽減措置

75年9月1日から76年9月30日までの期間については、企業的女子従業員に対する家族手当支給義務を免除し、国が当該手当の支給費を全額負担する(本措置に伴う国庫負担は約3,000億リラ。また企業における

労務コスト<女子従業員・時間当たり>は80~100リラ減少の見込み)。

#### (5) 輸出振興措置

- イ. 政府管掌の輸出信用保険制度の保険金限度額については次の措置を講ずる。
  - (イ) 75年中に締結される輸出契約については、保険金限度額を現行の1兆4,000億リラから2兆5,000億リラへ引き上げる。
  - (ロ) 74年中に締結された輸出契約のうち、その一部に本制度が適用されているものについては、当該契約全体に本制度をそ及適用する。このため75年中別枠で1兆リラを用意する。
  - (ハ) 76年中に締結される輸出契約にかかる保険金限度額は2兆5,000億リラとする。
- ロ. 中小企業信用中央公庫(Istituto Centrale per il Credito a medio termine a favore delle medie e piccole industrie, 略称 Mediocredito)<sup>(注)</sup>に対する政府出資金を75年から77年の3年間に各年1,000億リラ、合計3,000億リラ増額し、同公庫の輸出信用供与原資に充当する。

(注) 政府出資の中小企業関係中期金融機関の中央機関(公社組織)。債券発行により調達した資金を、取引先金融機関に対する中期手形(期限5年以内)、輸出手形等の再割引および担保貸付などに運用することが主たる業務。

2. 今次措置につきコロポ蔵相は、「生産が依然落込みを続ける一方、主要工業国の景気対策が不十分かつ遅きに失しているため輸出の回復も当面期待できないことにかんがみて採られたものである。今次政策は支出規模が大きいだけに、その実施にあたっては、物価、国際収支面に悪影響を及ぼさないよう配慮していく必要がある」との説明を行っている。

#### ◇イタリア、1976年度予算案を発表

1. イタリア政府は7月29日、1976年度(1~12月)予算案を閣議決定し、発表した。同予算案の概要は以下のとおり。

(1) 歳出規模は36兆8,742億リラ、対前年度当初予算比+26.0%と大型化している一方、歳入規模は26兆5,561億リラ、同+14.5%と小幅の増加にとどまっている(前年度の伸び率、歳出+24.4%、歳入+34.2%)。この結果収支じり赤字は10兆3,181億リラ(前年度当初予算赤字6兆638億リラの赤字)の大幅赤字が見込まれている。これに国鉄および郵便電信公社の収支じり赤字を加えた総合収支じり赤字は11兆5,156億リラ(前年度7兆1,728億リラの赤字)にも達する見込み。

(2) 歳出の内訳をみると、景気振興との兼ね合いから公

共事業関連の資本勘定支出が1兆9,640億リラ(+47.3%)の著増をみている点が特徴的で、このほか、経常支出も人件費、老齢年金支給額等の増加から5兆7,974億リラ(+24.9%)増と引き続き高い伸びを示している。

一方歳入面では、景気回復の遅れが響いてその大宗を占める租税収入の伸び悩み(3兆404億リラ増、+14.9%)が目だつ。

2. 本予算案に関連シコロボ蔵相は、「今次予算案の編成にあたっては、景気が依然立直りの兆しを示していないため、景気回復促進効果の大きい公共事業関連資本勘定支出を思い切って増額した。この結果財政収支じり赤字は10兆リラを超える大幅なものとなった。したがって今後予算案審議の過程でこれ以上新規支出を追加し、財政赤字を拡大させるならば、イタリア経済の将来に対し禍根を残すこととなるので、これを回避しなければならない」との見解を明らかにしている。

### イタリアの1976年度予算案

(単位・億リラ)

		1975年度	1976年度	前年度比 増減(Δ)率 %
入	租 税 収 入	203,912	234,316	14.9
	租 税 外 収 入	17,106	25,161	47.1
	国 債 発 行	10,400	5,420	Δ 47.9
	そ の 他	593	664	12.0
	計	232,011	265,561	14.5
出	経 常 支 出	233,130	291,104	24.9
	資 本 勘 定 支 出	41,558	61,198	47.3
	国 債 償 還	17,961	16,440	Δ 8.5
	計	292,649	368,742	26.0
財 政 収 支 じ り		Δ 60,638	Δ 103,181	
国 鉄、郵 便 電 信 公 社 収 支 じ り		Δ 11,090	Δ 11,975	
総 合 収 支 じ り		Δ 71,728	Δ 115,156	

(注) 1. 1975年度は当初予算。  
2. 各収支じりのΔは赤字を示す。

### ◇スイス、第3次公定歩合引下げを実施

1. スイス中央銀行は8月22日、公定歩合を4.5%から4.0%へ、ロンバード(債券担保)貸付利率を5.5%から5.0%へ、それぞれ0.5%引き下げ、25日から実施する旨決定、発表した。これにより金融緩和に転じて以来の通算低下幅は、公定歩合が1.5%、ロンバード利率が1.0%となった。

2. 本措置について同行では、「海外金利の低下に追随することによって外資の流入に伴うスイス・フラン相場高騰を回避し輸出産業への影響を防ぐとともに、企業の金利コスト低減を図るためのもの」と説明している。

### ◇オランダ、公定歩合を引下げ

オランダ銀行は8月14日、基準割引歩合を6.0%から5.5%へ0.5%引き下げ、翌15日から実施する旨発表した。約束手形割引歩合なども含めた新レートは次のとおり(カッコ内は旧レート)。

割引歩合		
為替手形および政府証券		5.5%(6.0%)
約束手形		6.5%(7.0%)
当座貸越および担保貸付利子歩合		
個人・私企業向け		7.5%(8.0%)
その他		6.5%(7.0%)

なお本措置について、同行では「国内金利の低下傾向および西ドイツの公定歩合引下げ(8月14日決定)を考慮したものとコメントしている。

### ◇ベルギー、公定歩合を引下げ

1. ベルギー中央銀行は8月20日、公定歩合を一律0.5%引き下げ、翌21日から実施する旨発表した。今次引下げは、本年1月の第1次引下げ以降5回目のものであり、この結果、基準割引歩合の引下げ幅は通算2.75%となった。

新レートは以下のとおり(カッコ内は旧レート)。

割引歩合		
銀行引受手形(Traites acceptées domiciliées en banques)および輸出入関係手形		6.0%(6.5%)
その他の手形		6.0%(6.5%)
貸付		6.0%(6.5%)

2. 今次引下げにつきベルギー中央銀行は、「景気は依然低迷を続けている一方、物価はわずかながら騰勢が鈍化してきている。この間、国内金融市場は企業の需資低調などから一段と緩和し、市場金利の低下傾向が続いている。今次措置はこうした状況にかんがみるとともに、西ドイツ、オランダ両国の公定歩合引下げの機をとらえて実施されたものである」旨コメントしている。

### ◇デンマーク、公定歩合を引下げ

1. デンマーク中央銀行は8月15日、公定歩合を0.5%引き下げ7.5%とし、8月18日から実施する旨発表した。これは、1月、4月に続く本年第3回目の引下げである。

2. 今次引下げの背景につき同行は、「国内の景気が依然低迷しており失業も増大傾向を続けている反面、経常収支の改善基調および物価の落ち着き傾向などが定着しつつあることに配慮したもの」と説明しているが、一般的には、「直接的には8月14日に決定された西ドイツ、オランダ両国の公定歩合引下げに追随したもの」との受けとめ方が多い。

#### ◇デンマーク、企業助成関係の立法措置

デンマークでは8月1日、健全経営を行いながら不況により大きな打撃をこうむっている企業に対する助成措置として、以下のような内容を骨子とする法律が成立した。

- (1) 工業・手工業金融会社(the Financing Institute for Industrial Handicraft Enterprises)の管理による基金(資本金100百万クローネ)を設立し、従業員数75人以上の企業に対し融資を行う。最高貸付限度額は1企業当たり150万クローネ(平均貸付額は約3~4百万クローネの見込み)とし、期間8年のローンまたは無担保社債の引受けなどの方式による。
- (2) 従業員数75人未満の企業については、新製品および新市場への開発・転換を条件とし、必要運転資金の調達に通商相が総額200百万クローネの範囲で保証する(1企業当りの保証限度は25万クローネ、保証期間5年、保証の限度は不良債権の半額)。

#### ◇スウェーデン、公定歩合引下げ等を決定

1. スウェーデン中央銀行は8月21日、公定歩合を1.0%引き下げ6.0%とし、翌22日から実施する旨発表した。スウェーデンの公定歩合変更は、1974年8月16日の引上げ(6.0→7.0%)以来はほぼ1年ぶりである。また同行は、あわせて市中銀行の貸出規制枠撤廃を決定したが、同時に他方で流動性比率の2%引上げ(実施は9月から)を発表している。

2. 今回の一連の措置に関するスウェーデン中央銀行のコメントは次のとおり。

- (1) 公定歩合引下げおよび市中銀行の貸出規制枠撤廃は、進行しつつある不況に対処することをおもなねらいとしたものであるが、海外借入れ増大および海外金利低下などを背景に外貨準備が着実な増加傾向を続けていることも今次措置を可能とした。もっとも海外借入れの引き続き増大および財政支出膨張などから、先行き国内流動性の急増懸念もあるため、過度の信用拡大を回避すべくあらかじめ流動性比率の引上げを実施した。

- (2) 公定歩合引下げに伴い、市中銀行の預貸金利追随引下げが期待されるが、債券金利等の長期金利については、資本市場への一般資金導入を図り、債券発行による長期資金調達を順便化するため、当面据え置かれることとなった。

#### ◇ポルトガル、エスクードの交換性を制限

1. ポルトガル中央銀行は8月6日、不法に流出したポルトガル銀行券の受入れを抑制するため、外国銀行に対しエスクードの交換性を制限する措置を発表した。

2. 本措置の概要は以下のとおり。

- (1) 外国銀行が、取得したポルトガル銀行券をもって交換可能エスクード勘定を開設するためには、当該銀行券がポルトガル居住者などの海外旅行者から入手したものであることをポルトガル中央銀行に証明しなければならない。その場合、外国銀行は当該銀行券の両替を行った旅行者の氏名、旅券番号および金額などを報告する必要がある。
- (2) 以上の要件を満さない場合は、特別エスクード勘定として扱われ、同勘定からの払出しは、ポルトガル中央銀行の承認の下、対ポルトガル居住者支払に限ってのみ行いうるものとする。

3. 本措置に関するポルトガル中央銀行のコメントは以下のとおり。

「本年1~6月中海外で売却されたポルトガル銀行券は、約16億エスクードと昨年1年間の売却額を上回るものであった。このような銀行券の流出急増は、ポルトガル人海外旅行者の持出しによるよりも、むしろ非合法的な資本輸出によるものとみられる。すなわち、外国銀行からの持込み紙幣の中にポルトガル中央銀行封印の包装紙に包まれた未使用札束がしばしば発見されることなどからして、ポルトガル紙幣の不法海外持出しが組織的に行われているものとみられる。このような流出による外貨準備の減少はきわめて憂慮すべきものである」。

#### ◇南アフリカ、公定歩合を引上げ

南アフリカ準備銀行は8月11日、公定歩合の0.5%引上げ(8.0→8.5%)を実施した。これは、昨年8月に7.5%から8.0%に引き上げて以来1年ぶりの変更である。さらに同行は、民間の流動性を吸収すべく金融機関の短期流動性資産準備率を、商業銀行については45%から49%に、その他については45%から47%に、それぞれ引き上げることを決定した。

今回の措置に関し、DeJongh 同行総裁は、インフレ抑

制と国際収支の強化をねらったものと説明している。

## アジアおよび大洋州諸国

### ◇韓国、防衛税を新設

韓国政府は、自主国防力強化に必要な財源確保のため、新たに1980年末を期限とする防衛税法を制定、7月16日から施行した。本税は原則として間接、財産、住民、所得各税に対する付加税のかたちで徴税されることとされ、税率は現行税率のおおむね10～20%相当となっている。なお、政府は本税の施行により年間約2千億ウォンの増収となるものと見込んでいる。

### ◇マレーシア、預貸金金利を引下げ

マレーシア中央銀行は8月9日、景気浮揚を図る一方、シンガポールにおける最近の金利低下傾向もながめて、次のとおり市中預貸金金利を引き下げる旨発表、即日実施した(年利・%、カッコ内は旧金利)。

#### (1) 預金金利の引下げ

貯蓄預金	5.5(6.0)
定期預金	
1か月もの	3.5(3.5)
3か月〃	5.5(5.5)
6か月〃	6.0(6.0)
9か月〃	6.5(7.0)
12か月〃	7.5(8.0)

ただし、2年以上の預金については、従来どおりの各行の自由裁量。

#### (2) 貸出金利の引下げ

プライム・レート	8.5(9.0)
優遇レート(注)	8.0(8.5)

(注) 政府系機関および特認農業機関に対する貸出に適用。

### ◇イラン、金融引締め措置を実施

イラン中央銀行(Bank Markazi Iran)は8月16日、最近のインフレ高進(消費者物価上昇率、74年12月前年比14.0%→75年4月同19.8%)に対処して、次のような金融引締め措置を8月17日から実施する旨発表した。

- (1) 商業銀行の総預金増加額に対する支払準備率を12%から15%へ引き上げる(8月1日にさかのぼって実施)。
- (2) 定期預金および普通預金のうち、政府証券への運用比率を30%から45%へ引き上げる。
- (3) 商業銀行の対外短期借入れのうち、中央銀行への預託比率(無利息)を15%から30%へ引き上げる。ただし、特殊銀行による対外長期借入れについては除外。

また、上記措置と並行して、石油収入の減少から国際収支の悪化が予想されるため、資本財を除く輸入に対する保証金比率を10%から30%へ引き上げることとした。

### ◇サウジアラビア、1975年度予算を発表

サウジアラビア政府は7月11日、1975年度(1975年7月10日～76年7月9日)予算を発表した。本予算では、最近の石油需給の緩和を映じて石油収入が前年度よりも減少すると見込んでいる一方、第2次開発5か年計画(75年7月～80年5月)の初年度にあたり、インフラストラクチャーの整備・拡充を中心に歳出規模の大型化を図っているため、収支じりは前年度の大幅黒字から一転して大幅な赤字となっているのが特徴。

本予算の概要は次のとおり。

- (1) 歳入は、大宗を占める石油収入を大幅な減産持続(注)から前年度比7.7%の減少としたため、総額959億リアル(275億ドル)と前年度を2.4%下回っている。

(注) 本予算期間中の石油生産は1日当り675万バレル(74年実績同850万バレル)と想定されている。

- (2) 歳出は総額1,109億リアル(318億ドル)と前年度比2.4倍の著増。項目別には、国防費(前年度比2.7倍)、教育(同3.7倍)、道路・港湾(同2.8倍)などの増加が目だつほか、対外援助の拡大(同53.3%増)にも引き続き配慮している。

- (3) この結果、収支じりは、151億リアル(43億ドル)に

### サウジアラビアの1975年度予算

(単位・億リアル)

		1974年度	1975年度	増減(Δ)率
入	石油収入 <sup>(注1)</sup>	944.3	871.6	Δ 7.7%
	その他	38.2	86.9	2.3倍
	合計(A)	982.5	958.5	Δ 2.4%
出	国防	88.1	237.2	2.7倍
	教育 <sup>(注2)</sup>	30.2	110.4	3.7倍
	道路・港湾	33.8	93.4	2.8倍
	電話・通信	10.5	20.6	96.2%
	農業	13.0	21.8	67.7%
	対外援助 <sup>(注3)</sup>	16.5	25.3	53.3%
	その他	275.8	621.3	2.3倍
合計(B)	457.4	1,109.4	2.4倍	
収支じり(A)-(B)		525.1	Δ 150.9	—

(注1) 石油利権料、経営参加益、所得税の合計。

(注2) 教育省、女子学校庁、イスラム大学の合計。

(注3) 非産油アラブ諸国等への援助合計。

のぼる大幅赤字となり(前年度黒字 525 億リアル)、準備金(過年度予算の未実行分を積み立てたもの)の取崩しによりこれをまかなうかたちになっている。

◇豪州、1976年度予算案を発表

豪州政府は8月19日、1976年度(1975年7月～76年6月)予算案を議会に提出した。本予算案の発表にあたりヘイドン蔵相は、インフレの高進と失業の増大が深刻化している状況に対処して、財政赤字の拡大抑制、企業課税の軽減、福祉関係支出の増大などに重点をおく旨表明した。

(1) 概要

歳入面では、法人税等の減税にもかかわらず、石炭輸出税や原油生産税の新設、各種消費税の増徴などにより、総額191億豪ドル、前年度予算(実績)比25.2%増が見込まれている。一方歳出面では、社会保障費(年金支出等)、保健費(健康保険基金繰入れ等)が大幅に増額されている反面、住宅費(州政府への貸付等)、産業開発・助成費(羊毛公社への貸付等)の削減から、総額では219億豪ドルと前年度(実績)比22.9%増に抑えている。この結果、収支じりは28億豪ドルの赤字とはほぼ前年度(26億豪ドル)並み。

(2) 特徴点

イ. 石炭輸出税等の新設

石炭の輸出につき、高品質炭トン当たり6豪ドル、

低品質炭同2豪ドルの輸出税を新設する。また、国産原油についてはバレル当たり2豪ドルの課徴金を新たに賦課する。

ロ. 各種消費税の引上げ

消費税を、ビール、10オンス当り4豪セント、たばこ、20本当り6豪セントそれぞれ引き上げる。

ハ. 法人税の減税

法人税率を前年度に引き続き2.5%引き下げる(45→42.5%)ほか、特別償却制度(the system of doubled rates of depreciation, 74年12月創設)の適用業種を拡大する(運輸、建設業も含める)。

ニ. 所得税の減税

所得税の課税最低限度を、現行の1,041豪ドルから2,520豪ドルへ引き上げる。

ホ. 社会福祉の増進

国民皆保険制度を創設するほか、年金支給額を引き上げる(週当り36→38.75豪ドル)。

◇ニュージーランド、為替レートを切下げ

ニュージーランド政府は8月10日、国際収支対策および景気浮揚策として為替レート的大幅切下げを実施する旨発表した(翌11日から実施)。

(1) 概要

ニュージーランド・ドルを、主要国通貨に対し約15%(IMF方式)切り下げる(注)。切下げ後の為替レートは以下のとおり(1ニュージーランド・ドル当り、対顧客売り相場)。

	切下げ後 (8月11日)	切下げ前 (8月8日)	切下げ率
米ドル	1.0606米ドル	(1.2479米ドル)	15.0%
英ポンド	0.5040ポンド	(0.5930ポンド)	15.0%
日本円	313.62円	(369.85円)	15.2%
豪州ドル	0.8317豪州ドル	(0.9724豪州ドル)	14.5%

(注) 同国は73年7月、米ドルとのリンクを離脱し、その後は主要貿易相手国(豪州を含む約10か国)通貨の加重平均により、自国通貨の為替レートを決定。準備銀行は、毎日、商業銀行に対し米ドル、英ポンド、豪州ドル等の対顧客売買取引レートを通告している。

(2) 背景等(国別動向「大洋州」参照)

共産圏諸国

◇ソ連、1975年1～6月鉱工業生産実績を発表

ソ連中央統計局は、75年1～6月の鉱工業生産実績を前年同期比+7.7%と発表した。同実績は低めに設定された本年度目標(前年比+6.7%)を上回ったものの、今次5ヵ年計画(71～75年)の当初計画(年平均成長率+8.0

豪州の1976年度予算案

(単位・百万豪ドル)

		1975年度 (実績)	1976年度	増減(Δ)率 %
歳 出	国防	1,628	1,800	10.6
	教育	1,672	1,908	14.1
	保健	1,284	2,778	116.4
	社会保障	3,703	4,772	28.9
	住宅	702	633	Δ 9.8
	地域開発	379	448	18.2
	運輸・通信	1,282	1,281	Δ 0.1
	産業開発・助成	780	472	Δ 39.5
その他とも計		17,831	21,915	22.9
歳 入	所得税	10,161	12,590	23.9
	物品・消費税	1,729	2,408	39.3
	販売税	1,154	1,425	23.5
	関税	841	858	2.0
	その他とも計	15,264	19,117	25.2
収支じり(Δ印は赤字)		Δ 2,567	Δ 2,798	9.0

%)および74年上期実績(前年比+8.3%)には及ばなかった。

### ソ連の主要品目の生産実績

品 目	単 位	1975年上期		1974年上期	
			前年同期 比伸び率 %		前年同期 比伸び率 %
電 力	億kw/h	5,130	6	7	
石 油	百万トン	240	7	8	
ガ ス	億m <sup>3</sup>	1,410	11	8	
石 炭	百万トン	348	2	2	
鋼 鉄	〃	70	4	4	
鉄 鋳 石	〃	114	3	4	
無機肥料	〃	44	13	10	
合成樹脂	〃	1.4	12	8	
化学繊維	千トン	464	6	9	
工作機械	百万ルーブル	733	10	11	
電子計算機	〃	1,300	36	27	
化学設備・ 部品	〃	330	10	10	
自 動 車	千台	973	8	16	
トラクター	〃	274	4	6	
セメント	百万トン	60	1	5	
綿 織 物	百万m <sup>2</sup>	3,334	0.5	1	
食 肉	百万トン	4.4	8	12	
バ タ ー	千トン	604	△ 4	5	
テ レ ビ	百万台	3.5	8	4	
冷 蔵 庫	〃	2.8	4	△ 0.1	

品目別にみると、エネルギー資源開発および生産財重視の方針を映じて、石油(+7%)、ガス(+11%)、肥料(+13%)、合成樹脂(+12%)、電子計算機(+36%)等が高い伸びを示している反面、繊維(+0.5%)や食料品(バター-4%、植物油-4%)などは農業生産の不振もあって引き続き低迷している。

### ◇ルーマニア、米国と通商協定を締結

ルーマニア政府は8月3日、米国との間で通商協定を締結、これにより同国は対米貿易において最恵国待遇を与えられることとなった。同国は60年代末以降、自主外交路線のもとに、ガット(1971年)、IMF・世銀(1972年)にあいついで加盟するとともに、西側先進諸国との貿易取引を積極的に進めてきた。とくに米国との貿易取引は、ニクソン大統領の同国訪問(1969年)を契機に逐年増加してきたが、輸出伸び悩みから入超幅が急速に拡大しており、同国は不均衡を是正するため米国に対して輸入関税障壁の撤廃などを要請していた。

なお、ルーマニアは共産主義国としてはポーランド、ユーゴスラビアに続いて米国から最恵国待遇を与えられた第3番目の国となった。

(注) ルーマニアの対米貿易

	(単位・百万ドル)					
	69年	70年	71年	72年	73年	74年
輸 出(FOB)	8	13	14	32	56	131
輸 入(〃)	32	66	53	69	117	278
収 支 じ り	△24	△53	△39	△37	△61	△147